

東京南線 3,4 号線改修工事に係る実施計画審査意見書

東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役社長 金子 禎則から提出がありました東京南線 3,4 号線改修工事に係る環境影響予測評価実施計画書に対する神奈川県環境影響評価条例第 12 条第 1 項に基づく審査結果は、別紙のとおりです。

令和5年4月28日

神奈川県知事 黒岩 祐治

I 対象事業の概要

神奈川県環境影響評価条例(昭和 55 年神奈川県条例第 36 号。以下「条例」という。)第7条第1項に基づき、事業者である東京電力パワーグリッド株式会社から、令和4年 12 月 20 日に提出のあった環境影響予測評価実施計画書(以下「実施計画書」という。)の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

東京南線 3,4 号線改修工事

2 事業者

東京電力パワーグリッド株式会社

3 事業の目的

東京南線 3,4 号線は、南横須賀変電所と逗子変電所を結ぶ 275kV の送電線路として昭和 39 年に建設されてから概ね 50 年以上が経過した設備であり、送電線設備の劣化によっては、損壊による公衆災害の発生や電力の供給障害が発生する恐れがあることから、電力の安定供給を図るため、鉄塔毎に必要な改修工事(鉄塔建替、鉄塔補修、基礎補強)を実施するものである。

4 事業の内容

本事業は、南横須賀変電所から逗子変電所までの区間の 24 基の鉄塔の建替及び 21 基の基礎補強等を行うものであり、このうち、「逗子・葉山近郊緑地保全区域」及び「衣笠・大楠山近郊緑地保全区域」に含まれる建替鉄塔7基及び隣接する鉄塔までの送電線が環境影響評価条例の対象事業に該当する。

鉄塔の建替は既設鉄塔を包み込むように新たな鉄塔を組立てた後、既設鉄塔を撤去する方法で行い、工事は仮設備工事(資機材運搬設備の設置等)、基礎工事(基礎の掘削、配筋、コンクリート打設等)、鉄塔組立工事(重機による鉄塔の組立等)、移線工事(既設鉄塔からの電線等の移線、既設鉄塔の解体・撤去等)の順で行う。

5 対象事業の実施区域

対象事業の実施区域は、建替鉄塔7基分の用地(横須賀市3基、葉山町4基)、送電線線下用地の亘長約3.6km及び工事一次使用地であり、横須賀市、逗子市、葉山町に亘る。なお、詳細な工事計画が定まっていないため、建替鉄塔毎に使用する工事一次使用地の範囲は未確定であるが、モノレール運搬の場合、鉄塔工事用地以外のモノレール基地やモノレールルート等も対象事業の実施区域に含まれる。

6 対象事業実施区域及びその周辺の環境

対象事業実施区域は三浦半島のほぼ中央の樹林地に位置し、シイーカシ二次林、オニシバリーコナラ群集、アカメガシワーカラスザンショウ群落等が分布している。当該区域は衣笠・大楠山近郊緑地保全区域及び逗子・葉山近郊緑地保全区域だけでなく、鳥獣保護区や風致地区にも指定されている。また、送電線線下を大楠山ハイキングコースが横断しているほか、対象事業実施区域に最も近い環境保全に留意を要する施設としては、葉山町の上山口小学校が存在している。

Ⅱ 審査経緯等について

1 審査会の審議について

条例第12条第1項に基づき実施計画審査意見書を作成するに当たり、令和5年1月26日に、条例第75条第2号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、以降3回にわたり審議が行われ、令和5年4月4日に答申があった。

答申では、樹林地の尾根に設置された鉄塔へのアクセスが難しいという事業特性等を踏まえ、事業による影響を可能な限り低減する観点から、詳細な工事計画を踏まえて評価項目や調査方法を改めて精査し、これらを反映させた適切な調査、予測及び評価を行う必要があることなどについての指摘があった。

2 環境保全上の見地からの意見を有する者からの意見について 条例第 11 条第1項に基づく環境保全上の見地からの意見を有する者からの意 見は、提出されなかった。

3 関係市町長意見について

条例第 12 条第 2 項に基づき、実施計画関係市町長である横須賀市長、逗子市 長及び葉山町長に意見を求めたところ、工事車両とハイキングコースが交差す る箇所における交通安全への配慮や調査等に必要な法令手続を取ることの意見 があった。

Ⅲ 意見

この実施計画書に対して、関係市町長意見を考慮するとともに審査会の答申を踏まえ、条例第12条第1項に基づき審査した結果は次のとおりである。

対象事業は、送電線にかかる既設の鉄塔の建替を行うものであるが、対象事業実施区域及びその周辺は衣笠・大楠山近郊緑地保全区域及び逗子・葉山近郊緑地保全区域でまとまりのある丘陵状の緑地が広がっており、モザイク状の植生構造となっている。また、鉄塔が尾根に設置され、工事車両がアクセスすることが難しい鉄塔が多いことから、鉄塔まで樹林等を伐開してモノレールや索道を敷設、若しくはヘリコプターを使用して資材を搬入する計画としているが、詳細な工事計画は未確定であるとしており、土地の改変の場所や小学校等への影響など明らかではない点もある。

こうした立地特性や事業特性を踏まえ、計画を具体化するに当たっては、適宜、

関係住民等に丁寧に説明すること。また、事業による影響を可能な限り低減する観点から、詳細な工事計画を踏まえて評価項目や調査方法を改めて精査し、これらを反映させた適切な調査、予測及び評価を行うこと。

以上